

次期行政改革（平成 29 年度～33 年度）の基本的な考え方

1 これまでの取組

本市は、阪神・淡路大震災により壊滅的な被害を受けました。その復旧・復興事業にかかった経費は、総額で 2,500 億円(毎年の市税収入の 10 倍超)を超える額となっています。復興事業の財源として借り入れた市債はピーク時の平成 13 年度には 1,119 億円に達し(震災前の 4 倍)、その償還のための経費が、毎年の大きな財政負担となったことから、危機的な財政状況となりました。

そのため、平成 8 年度に「芦屋市行政改革大綱」を定め、平成 10 年度、12 年度には、大綱の見直しを行い行政改革に取り組み始めました。しかしながら、市債の償還がピークを迎える一方、長引く経済不況や減税制度などにより、市税収入が減少し続け、財政状況は深刻化したことから、平成 15 年 10 月に「財政非常事態宣言」とともに、事務事業の見直し、職員数の削減、民間活力の導入、財源の確保等をはじめとした「行政改革実施計画」を策定し、市民、議会、職員の協力のもと財政再建に取り組みました。その後、平成 19 年度、平成 24 年度に計画を見直しながら、継続的に取り組みました。

これまでの取組による改善額は 500 億円程度となっており、この結果、市の財政は、平成 26 年度末には、市債残高もピーク時の半分以下となる 500 億円を下回る水準まで改善しました。

(平成 15 年度以降の行政改革の取組)

区分	H15～H18 行革	H19～H23 行革	H24～H28 行革
実施計画項目数	68 項目	62 項目	44 項目
行革の背景	●財政再建団体転落の危機	●三位一体の改革による個人市民税の大幅減少 ●依然多額の公債費負担	●各種歳入の低迷(経済情勢による) ●多額の公債費負担 ●増加する社会保障費への対応 ●公共施設の保全と有効活用 ●その他諸課題への対応
行革の特徴	コスト削減型	役所のシステム改革型	課題解決型
基本方針	■徹底した内部努力 ■施策、行政水準の見直しを行う ■民間活力の導入を積極的に推進 ■積極的な財源確保	■市民の参画・協働の促進 ■新たな公共サービスの創造 ■行政サービスの再構築 ■行政経営システムの改革 ■新たな公務員像の構築 ■新たな組織・給与制度の構築	目指すべき方向 ■安定・効率的で持続可能な行政運営 ■組織の活性化と人材の育成 ■市民から信頼される行政
取組方針	①職員の給与カット, 55 歳昇給停止, 各種手当での見直し ②職員数削減 ③単独扶助の見直し(市福祉金, 奨学金, 医療助成, 入院生活福祉金の廃止, 減額) ④処分可能な土地の売却	①民間活力の導入 ②市民参画条例の制定, 市民活動センターの開設 ③処分可能な土地の売却 ④給与構造改革の実施, 管理職員の給与カット, 各種手当見直し ⑤職員数削減 ⑥人事評価制度の一部導入	①経営資源の有効活用と収入の確保 ②民間活力の導入 ③事務事業の見直し ④増加する医療費への対応 ⑤組織の効率化・課題解決型の柔軟な組織体制 ⑥事務の効率化, 職場の能率向上 ⑦職員の意識改革・能力開発 ⑧住民サービスの向上 ⑨透明性の向上

2 現状と課題

本市においては、人口は当面微増傾向が続くものの、長期的には減少局面を迎えます。財政的には、懸案であった市債残高については減少したものの、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や今後のまちの整備や既存施設等の老朽化対策などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。そのような背景において、今後の人口構成も大きく変化していくことから、市民のニーズも変化するものと考えられ、限られた財源の中で、安定的かつ持続的な行政運営を行うためには、行政サービスの量的、質的改革が求められます。

これまで行政改革においては、各課題における責任所管を主として、様々な課題に取り組み、一定の成果を上げてきました。しかしながら、今後、資源（人材、資産、資金等）がより限られていく中で、新たな課題に対応していくためには、より一層の工夫が必要となります。

本市の個性と資源のさらなる活用に加え、庁内外を問わず幅広い連携のもとで、様々なノウハウを活用し、情報発信力の強化、ICTの活用を進めるなど、より効果の高い施策の推進とより効率的な行政運営をめざすとともに、これを実行するための行政力の向上を目指す必要があります。

また、施策推進にあたっては、これまでも市民参画・協働の視点を持って取り組んでいるところですが、次期行政改革期間中においては、総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等、市の今後のまちづくりの基本となる計画等の策定もあり、より一層の市民、地域との協働のもとで今後のまちづくりを考える姿勢が必要です。

3 基本的な考え方

これらの方向性を踏まえ、以下の考え方をもとに、行政改革実施計画を策定し、市民、地域との参画・協働のもと、資源を有効に活用し、さらに効率的な行政運営と政策推進力の向上を図り、人口減少対策の推進と総合計画に掲げる将来像の達成を目指します。

【基本的な考え方】

- 情報の集約・共有化と効果的な利活用の促進
- 戦略的な連携の推進
- 施策を推進する組織づくりと人材育成
- 資源の有効活用

4 策定体制

(1) 組織体制について

ア 行政改革推進懇話会（設置根拠：行政改革推進懇話会設置要綱）

市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって構成し、市の行政改革の推進に関する重要事項について意見を述べる。

イ 行財政改革推進本部（庁内組織）（設置根拠：行財政改革推進本部設置要綱）

市長、副市長、教育長及び部長級以上の職員で構成し、現行の行政改革の検証及び次期行政改革について協議する。

ウ 行財政改革推進本部 幹事会（庁内組織）（設置根拠：行財政改革推進本部設置要綱）

推進本部の下部組織として課長級職員で構成し、現行の行政改革の検証及び次期行政改革について協議する。

エ 職員会議（庁内組織）

より多くの職員（課長補佐級以下職員）の参画を図りながら次期行政改革について協議する。また、創生総合戦略の取組を検討している創生ワーキングチームとの会議も実施する。

オ 事務局

企画部政策推進課

(2) 策定スケジュールについて（予定）

裏面のとおり

策定スケジュール（予定）

